



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 47(3), 117-118
Issue Date	1996-09-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15681
Type	other
File Information	47(3)_p117-118.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○平成八年四月二十六日（金）午後一時三〇分より

「機能的知的財産法の理念と競争法の発想」

報告者 田村善之 氏（北海道大学法学部助教授）

出席者

二八名

従来は、不正競争防止法と知的財産権法の関係に関しては、不正競争防止法は直接、知的財産の保護を目的とする法律ではなく、ただ競争の公正の見地からたまたま知的財産の冒用行為を規制することがあるに止まる、といった程度の理解が蔓延していた。しかし、昨今の改正により、不正競争防止法による営業秘密の不正利用行為の規制、さらには、商品形態のテッド・コピーの規制などが現実のものとなった現在、不正競争防止法も直接、知的財産の保護を目的とするのだという理解は今後、

確固たる事実として定着していくであろう。ひるがえって考えれば、特許権や著作権などの知的財産権も一定の行為を禁止している点では、不正競争防止法、さらには不法行為法等の行政規制と変わるところはなく、異なるところがあるとすれば、排他権の譲渡を可能とするために登録制度が用意されていることである。今後は、知的財産「権」法といった枠組みで各種知的財産権の相互関係を検討する手法ではなく、不正競争防止法、さらには不法行為法をも視野に入れ、より広くこれらの法をも包括した知的財産法という枠組みで問題を検討することとし、これら各法では何が共通しており、何が違うのかといった視点から、新たな知的財産法の体系を確立していくことが必要となる。以下、詳細は、田村善之「機能的知的財産法の理念」機能的知的財産法の理論（近刊・信山社）に譲る。

同様に、不正競争防止法と独占禁止法の関係については種々の議論がなされているが、現実の規制の対象に異なるところがあるからといって、独占禁止法と不正競争防止法との間に、その目的において何か根本的な差異があると考える必要はない。

同じく行為規制でありながら、規制の対象が相違するのは、不正競争防止法は私訴による民事規制を主としているのに対して、独占禁止法は公正取引委員会による行政規制を主としていることに起因しており、ある行為を規律するのにもつばら民事規制によるべきか、それともつばら行政規制に委ねるのか、それとも両者の併存という策に委ねるべきかという政策的判断から規制されるべき行為類型が振り分けられているにすぎないと捉えることが可能である。少なくとも立法論を語る場合には、不正競争防止法を現行法の狭い領域に押し止めておく理論的な理由は何処にもないというべきであろう。以下、詳細は、田村善之「競争法における民事規制と行政規制」ジュリスト一〇八八号（一九九六年）に譲る。

また、不正競争法や各種知的財産法に関する私見に関しては、田村善之・不正競争法概説（一九九四年・有斐閣）、同「著作権法講義ノート①」〔発明一九九五年四月号〕、増井和夫・田村善之・特許判例ガイド（一九九六年・有斐閣）、田村善之「判

例で考える商標法①②」〔発明一九九四年四月号〕一九九五年三月号の他、田村善之・知的財産権と損害賠償（一九九三年・弘文堂）、同・前掲機能的知的財産法の理論などに譲る。

○平成八年五月三十一日（金）午後二時三〇分より

「憲法システムにおける私法の役割」

報告者 山本敬三 氏（京大法学部助教授）

出席者

五三名

本報告内容は、別稿にて掲載される予定である。